

令和4年度 利用者負担額(保育料)に関する御案内 (0歳児～2歳児用)

保育園(所), 認定こども園, 小規模保育事業所等に係る0歳児～2歳児の利用者負担額(保育料)について御案内します。

お子様の利用者負担額(保育料)の決定通知は, 利用開始された月の翌月上旬に, 利用されている保育施設・事業所を通じてお知らせします(ただし, 4月分については, 4月末頃のお知らせとなります。)。

保育の利用時間等を変更された場合や, 算定根拠となる市民税額の年度切替えに伴って利用者負担額(保育料)が変更となる場合も, 決定時と同様に変更のあった月の翌月上旬にお知らせします。

<3歳児～5歳児の保育料について>

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まったため, 3歳児(※)～5歳児の保育料は無料となります。

※ 幼稚園や認定こども園の幼稚園部分を利用の方(1号認定児童)は満3歳から無料です。

目次

1 利用者負担額(保育料)の概要	1ページ
2 適用される利用者負担額(保育料)の区分	2ページ
3 利用者負担額(保育料)の軽減・免除	5ページ
4 「市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」での税額確認方法	8ページ
5 利用者負担額(保育料)表	9ページ
参考 幼児教育・保育の無償化	13ページ



1 利用者負担額（保育料）の概要

概要

- 算定に用いる税額は市民税額（世帯の市民税所得割額の合算）です。
- 所得に応じたきめ細かな利用者負担額（保育料）となるよう階層区分を細分化しています。
- 利用時間に応じた利用者負担額（保育料）としています。
- 利用者負担額（保育料）は、階層区分、保育利用時間、利用する保育施設・事業所の種別、世帯状況によって決定します。

負担軽減策

（詳細は5～7ページ参照）

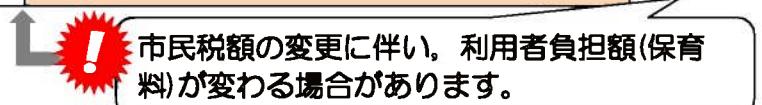
- 複数の子どもが保育所等を同時に利用する場合、2人目については、基準額の半額以下、3人目以降については、保育料は無料となります。1人目（又は2人目以降）の子どもが無償化により保育料が無料の場合でもカウントの対象に含まれます。所得制限はありません。
- また、一定の階層区分以下の世帯については、同時利用かどうかにかかわらず、2人目を基準額の半額以下、3人目以降の利用者負担額を無料とするほか、ひとり親世帯等に対する負担軽減策を実施しています。

（1）年度切替の時期

利用者負担額（保育料）は、4月分～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当該年度の市民税額により算定しています。市民税額が前年度と異なる場合、9月分から階層区分が変更され、利用者負担額（保育料）が変更になる場合があります。

《令和4年度の利用者負担額（保育料）算定の切替時期》

令和3年度	令和4年度		令和5年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和3年度の市民税額で算定 （税額通知は令和3年6月 令和2年1月から12月の所得が対象）		令和4年度の市民税額で算定 （税額通知は令和4年6月 令和3年1月から12月の所得が対象）	



（2）納付先

保育施設・事業所の種別	納付先
(a) 民間保育園、市営保育所	京都市
(b) 上記以外の施設・事業所 認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業所等）	施設・事業所

(3) 通知の送付時期

保育施設・事業所を利用開始された翌月上旬に利用中の保育施設・事業所を通じて保護者の方に通知をお渡しします(4月分は4月末)。また、市民税額の変更や保育利用時間の変更等により、利用者負担額(保育料)が変更になった場合は、変更になった月の翌月上旬に利用中の保育施設・事業所を通じて保護者の方に通知をお渡しします。

(4) 課税資料等の提出等

市民税は、その年の1月1日時点の住所地で課税されます。1月1日時点で日本国内に住所がない方は、国外収入に係る収入申告書の提出が必要になります。

また、課税情報の取得に同意いただけない場合、課税情報が確認できない場合については、課税証明書の提出をお願いすることあります。

御提出いただけない場合は、やむを得ず、最高階層で仮の算定を行う場合があります。

2 適用される利用者負担額(保育料)の区分

(1) 適用される利用者負担額(保育料)表

利用者負担額(保育料)は、利用する施設・事業所により、適用される表が異なります。各表については、9ページ以降を御覧ください。

利用する施設・事業所	年齢区分	利用者負担額表	ひとり親世帯等 (第9階層以下)
保育園(所)・幼保連携型及び保育所型認定こども園(保育園部分)	0~2歳児	表A	表A-2
地域型保育事業(小規模保育事業所等)	0~2歳児	表B	表B-2
幼稚園型認定こども園(保育園部分)	0~2歳児	表C	表C-2

※ 年齢区分については、4月の満年齢により決定するため、年度途中に年齢が上がっても、保育料は変更しません。ただし、教育標準時間認定(1号)の子どもについては、年度途中に3歳になって途中入園した場合は、無償化の対象として保育料が無料となります。

※ 利用者負担額(保育料)は、毎月1日時点の世帯状況等に基づき決定します。月途中での世帯員の増減や世帯状況等の変更があった場合でも、市外転出の場合等を除き、日割り計算は行いません。

※ 年齢区分(令和4年度利用の場合)

平成31年4月2日以降生まれの児童	0~2歳児
平成31年4月1日以前生まれの児童	3~5歳児



(2)適用される利用者負担額(保育料)の見方

利用者負担額(保育料)は、階層区分(世帯の市民税所得割額による)と世帯状況により、適用される額が異なります。なお、生活保護世帯(第1階層)及び市民税非課税世帯(第2階層)は無料です。

※ 階層区分は、利用者負担額(変更)決定通知に記載しています。新規利用のため、利用者負担額決定通知が未発行の場合は、8ページを御参照ください。

◇ 階層区分

階層区分	世帯区分
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給 付受給世帯
②	市民税非課税世帯
市民税課 税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯
	④ 市民税所得割課税額3,999円以下
	⑤ 35,000円以上～41,999円以下
	⑥ 42,000円以上～48,599円以下
	⑦ 48,600円以上～58,099円以下
	⑧ 58,100円以上～67,599円以下
	⑨ 67,600円以上～77,100円以下
	⑩ 77,101円以上～86,999円以下
	⑪ 87,000円以上～96,999円以下
	⑫ 97,000円以上～102,599円以下
	⑬ 102,600円以上～110,899円以下
	⑭ 110,900円以上～124,999円以下
	⑮ 125,000円以上～138,599円以下
	⑯ 138,600円以上～168,999円以下
	⑰ 169,000円以上～174,599円以下
	⑱ 174,600円以上～211,200円以下
	⑲ 211,201円以上～300,999円以下
	⑳ 301,000円以上～357,999円以下
	㉑ 358,000円以上～396,999円以下
	㉒ 397,000円以上～

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 平成30年度分から、京都市など政令指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されましたが、利用者負担額(保育料)は旧税率(6%)を用いて計算します。

平成30年以降、1月1日時点で政令指定都市に住所があった方が課税資料を確認される際は、所得割額に6/8を乗じて計算し直したうえで利用者負担額(保育料)の表を御覧ください。

◇ 保育利用時間

徴収区分		保育利用時間
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

【保育園（所）等の利用にあたってのお願い】

保育園（所）等の利用は、就労や通勤等により、保育を必要とする理由に該当し、保育が必要となる時間に限られます。土曜日などでお仕事がお休みの日や、早めのお迎えが可能な日等は、御家庭での保育に御協力いただきますようお願いいたします。

◇ 保育料の区分（基準額、子どもはぐくみ応援額、無料）

保育料の区分	適用要件
(a)基準額	(b), (c)以外の子ども
(b)子どもはぐくみ応援額 （基準額の半額以下の金額）	<ul style="list-style-type: none"> ① 2人以上の子どもが保育園（所）等を同時に利用している場合の2人目の子ども（全階層） ② 保育園（所）等の同時入所を問わず世帯内の第2子（第9階層以下） ③ ひとり親世帯等の第1子（第9階層以下）
(c)無料	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護世帯（第1階層） ② 市民税非課税世帯（第2階層） ③ 3人以上の子どもが保育園（所）等を同時に利用している場合の第3子以降（全階層） ④ 保育園（所）等の同時入所を問わず世帯内の第3子以降（第16階層以下） ⑤ ひとり親世帯等の第2子以降（第9階層以下）

※ 子どもはぐくみ応援額は、基準額の半額以下の金額です。

○ ひとり親世帯等とは、保護者又はその世帯内の子ども（支給認定児童を含む）が以下に該当する場合を言います。

- ・配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当、障害基礎年金の支給対象者

など

3 利用者負担額（保育料）の軽減・免除

利用者負担額（保育料）の軽減及び免除については、世帯状況や利用者負担額の階層区分に応じて適用の可否及び内容が変わります。軽減する場合は、子どもはぐくみ応援額（基準額の半額以下）を適用し、免除の場合は無料となります。

これらの軽減は、届出が必要な一部のものを除き、利用の申込み又は保育利用現況届出書により届け出ていただいた世帯状況に基づき適用します。届け出ていただいている場合や、新たに軽減に該当することになった場合には、お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当（京北出張所は保健福祉第一担当）（以下、「区役所・支所」といいます。）に届け出る必要があります。

※ 利用者負担額（保育料）の軽減・免除制度についての最新情報や届出様式は、京都市情報館（ホームページ）に掲載しております。ホームページ内で『保育料 軽減』と検索してください。



（1）2人以上の子どもが施設・事業所等を同時に利用する世帯に対する軽減等

同一世帯から2人以上の子どもが次に掲げる施設・事業所等を同時に利用する場合には、同時利用2人目については「子どもはぐくみ応援額」を適用、3人目以降については無料となります。所得制限はありません。

なお、きょうだいが利用している施設が次のB施設に該当する場合は、届出書の提出が必要です。

きょうだいが①～⑦のいずれかを利用している《A施設》	手続
①保育園（所）、②認定こども園、③小規模保育事業所、④事業所内保育事業所、⑤家庭的保育事業所、⑥居宅訪問型保育事業所、 ⑦施設型給付の対象となる幼稚園（新制度に移行した幼稚園）	手続は不要です。

きょうだいの中に⑧～㉑のいずれかを利用している子どもがいる （※1）《B施設》	「同時利用軽減届出書（きょうだい利用）」（⑧～㉑の在園証明がなされたもの）の提出が必要です。（※3）
⑧施設型給付の対象でない私立幼稚園、国立幼稚園等（※2）、 ⑨企業主導型保育事業所、⑩特別支援学校幼稚部、⑪里親、⑫助産施設、 ⑬乳児院、⑭児童養護施設、⑮障害児入所施設、⑯児童発達支援センター、 ⑰児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）、 ⑱児童自立支援施設、⑲児童発達支援、⑳医療型児童発達支援、 ㉑放課後等デイサービス	

階層区分	同時利用2人目	同時利用3人目以降
全階層	子どもはぐくみ応援額	無料

※1 B施設のうち⑪から㉑までの施設・事業を利用するきょうだいがいる場合は、当該子どもを1人目として、その他の子どもについて、年長の子どもから、2人目（子どもはぐくみ応援額）、3人目以降（無料）の軽減を適用します。

※2 インターナショナルスクールや民族学校等、満3歳未満の私立幼稚園への通園（2歳児接続保育事業等）は軽減対象外であるため、届出の必要はありません。

※3 届出書の提出が必要な軽減対象施設・事業及び届出様式については、京都市情報館に掲載しています。届出があった翌月からの適用になりますので、御注意ください。また、軽減対象施設・事業を退所された場合は、軽減の対象から外れるため、必ず届出が必要です。

（注）同一の子どもがA施設とB施設の両方を利用している場合は、軽減の対象外となります。

(2) ひとり親世帯等に対する軽減等

保護者又はその世帯内の子ども(認定児童を含む)がひとり親世帯等に該当する場合で、世帯の階層区分が第9階層以下（保護者の市民税所得割課税額の合計が 77,100 円以下）に該当する場合は、1人の子どもは「子どもはぐくみ応援額（12ページ（A-2～C-2）に記載の表を御覧ください。）」が適用され、2人目以降の子どもは無料となります。

《ひとり親世帯等に該当する場合》

- ・配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当、障害基礎年金の支給対象者

など

階層区分	世帯内1人目	世帯内2人目以降	手続
第3階層～第9階層	子どもはぐくみ応援額	無料	手続は不要です。 ※新たに、ひとり親世帯等に該当することになった場合は届出が必要

(3) 2人目以降の子どもに対する軽減等

保護者と同一世帯内の2人目以降の子どもが前記5ページA施設を利用している場合で、世帯の階層区分が第9階層以下に該当する場合は、1人の子どもが施設・事業所を同時利用していなくても、2人の子どもは「子どもはぐくみ応援額」が適用され、3人目以降の子どもは無料となります（第2階層に該当する場合は、いずれも無料です）。

階層区分	世帯内2人目	世帯内3人目以降	手続
第3階層～第9階層	子どもはぐくみ応援額	無料	手続は不要です。 ※世帯員の変更等があった場合は届出が必要

(4) 3人目以降の子どもに対する免除

(1)～(3)に該当しない場合でも、保護者と同一世帯内の3人目以降の子どもが前記5ページA施設を利用している場合で、世帯の階層区分が以下に該当する場合は、3人目以降の子どもは無料となります。

階層区分	世帯内3人目以降	手續
第10階層～第16階層	無料	手續は不要です。 ※世帯員の変更等があった場合は届出が必要

(5) 収入の減少・災害等に伴う減免制度

生計中心者の失業や疾病等による大幅な収入減少や災害等により資産を損失した場合等で、利用者負担額（保育料）を支払うことが困難になった場合について、減免となる場合があります。要件や申請方法については、お住まいの地域の区役所・支所に御相談ください。

(6) 寡婦(夫)控除のみなし適用

令和2年度の税制改正によって、未婚のひとり親についても、令和3年度分の市町村民税から税制上の措置（ひとり親控除）が適用されることとなりました。

これにより、令和3年9月以降の利用者負担額（保育料）の算定において、寡婦（夫）控除のみなし適用は廃止となりました。

なお、令和2年度以前分の市町村民税から算定される令和3年8月以前の利用者負担額（保育料）において、遡及して寡婦（夫）控除のみなし適用を受けるためには申請が必要となりますので、お住まいの地域の区役所・支所に御相談ください。

《参考：寡婦（夫）控除のみなし適用対象者》

- ・婚姻歴がなく、現に婚姻（事実婚を含む）をしていない母で、扶養親族又は生計を一にする子がいる方
 - ・上記に掲げる者のうち、扶養親族である子がおり、かつ、母の合計所得金額が500万円以下の方（特別寡婦に該当）
 - ・婚姻歴がなく、現に婚姻（事実婚を含む）をしていない父で、生計を一にする子がおり、かつ、合計所得金額が500万円以下である方
- ※ 「生計を一にする子」については、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。

《みなし適用の申請》

みなし適用を受けるためには、対象者であることの確認が必要です。

お住まいの地域の区役所・支所に申請してください。

【申請に必要な書類】

みなし適用の対象者（未婚の母、未婚の父、未婚の養育者又は未婚の扶養親族者）
及びその子について記載のある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

《みなし適用による所得控除額》

寡婦（夫）控除の場合	27万円
特別寡婦控除の場合	35万円

※ 寡婦（夫）控除をみなし適用した結果、利用者負担額（保育料）に変更がない場合もあります。結果は、後日通知します。

4 「市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」での税額確認方法

◆ 市民税が給与から天引きされている方

「市民税・府民税 特別徴収額の決定・変更通知書（納入義務者用）」の市民税所得割額（市町村「所得割額⑥」）を御確認ください（毎年6月に雇用主から通知されているものです）。

なお、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除の税額控除は、利用者負担額（保育料）の算定には適用されません。「所得割額⑥」にこれらの控除額を足した金額が、算定に用いる税額となります。]

令和 年度		給付制度等による市町税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納入義務者用）									
所 得 割 額	支 出 額	まちる税額等 の外の税額 の区分		被 持 分 額		市 町 税		府 民 税		特 別 徴 収 税	
所 得 割 額	支 出 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額
社 会 保 険 料	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額
生 育 保 険 料	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額
地 域 保 険 料	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額
其 他 支 出	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額	被 持 分 額
（摘要）											

4月分～8月分は令和3年度分を、9月分～翌3月分は令和4年度分を御覧ください。



<御注意ください>

平成30年度分から、京都市など政令指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されました。利用者負担額（保育料）は旧税率（6%）を用いて計算します。

平成30年以降、1月1日時点での政令指定都市に住所があった方が課税資料を確認される際は、所得割額に6/8を乗じて計算し直したうえで、利用者負担額（保育料）の表を御覧ください。

◆ 上記以外の方（個人事業主等普通徴収により市民税を納入されている方）

算出所得割合計から調整控除額を差引いた金額が算定に用いる税額となります。

※ なお、利用者負担額（保育料）の算定に当たり、京都市の税額通知書の提出は不要です。

《利用者負担額（保育料）算定の例》

（例）父母ともに市民税所得割額が40,000円（旧税率6%）、1歳児を1人、保育園に10時間預ける場合

○ 世帯での市民税額は（父）40,000円+（母）40,000円=80,000円 ⇒ ⑩階層

○ 保育利用時間が10時間であることから、利用者負担額（保育料）は24,300円（月額）

表A

所得の階層区分	階層区分	微収区分	0歳～2歳児（保育園（所）・幼保連携型）						月額です。	
			標準時間 認定	8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間	
①	世帯区分	標準時間認定	0	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,500	4,500	4,500
③	市民税均等割の累退税帯	34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100	7,300	7,500	7,500
④	35,000円以上～41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300	8,300	8,300
⑤	42,000円以上～48,599円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300	8,500	8,800	8,800	8,800
⑥	48,600円以上～58,099円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700	15,200	15,600	15,600	15,600
⑦	58,100円以上～67,599円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	19,500	20,000	20,500	20,500	20,500
⑧	67,600円以上～77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,500	24,500	25,500	25,500	25,500
⑨	77,101円以上～86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300	25,100	25,800	25,800	25,800
⑩	87,000円以上～96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,300	26,200	27,000	27,000	27,000
⑪	97,000円以上～102,599円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600	27,400	28,200	28,200	28,200
⑫	102,600円以上～110,899円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400	34,400	35,400	35,400	35,400
⑬	110,900円以上～124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400	35,600	36,600	36,600	36,600
⑭	125,000円以上～138,599円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400	36,500	37,600	37,600	37,600

短時間（8時間）、標準時間（8.5～11時間）の間で、30分毎に金額が異なります。

《税の修正申告をされた場合》

市町村民税額の更正があった場合、遡及して保育料も変更となります。京都市で課税されている場合、再算定を行い、利用者負担額（保育料）に変更があった場合に通知します。

京都市以外の市町村で課税されている場合は、お住まいの地域の区役所・支所まで御連絡ください。

表A

5 利用者負担額（保育料）表

料金区分	徴収区分	0歳～2歳児(保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)											
		基準額		保育標準時間認定		保育標準時間認定		保育標準時間認定		子どもはぐくみ応援額			
8.5時間	9時間	8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間	8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間
①	生年月日以後に誕生日満3歳未満の中国丸山郡新入等の円滑な運営のため、扶養課税対象者として支給する特例扶助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	市民税均等割のみ課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
④	市民税所得課税世帯	34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100	7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000
⑤	35,000円以上～41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
⑥	42,000円以上～48,599円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300	8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
⑦	48,600円以上～58,099円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700	15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,100
⑧	58,100円以上～67,599円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800	19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,100
⑨	67,600円以上～77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200	24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,900
⑩	77,101円以上～86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300	25,100	25,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,900
⑪	87,000円以上～96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500	26,200	27,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,900
⑫	97,000円以上～102,599円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600	27,400	28,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,900
⑬	102,600円以上～110,899円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400	34,400	35,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400
⑭	110,900円以上～124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400	35,600	36,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,600
⑮	125,000円以上～138,599円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400	36,500	37,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,600
⑯	138,600円以上～168,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900	43,200	44,500	13,300	13,300	13,900	14,000	14,400
⑰	169,000円以上～174,599円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300	49,800	51,300	13,300	13,300	13,900	14,000	14,400
⑱	174,600円以上～211,200円以下	48,200	49,800	51,600	53,400	55,200	56,900	58,600	19,200	19,200	19,900	20,100	20,400
⑲	211,201円以上～300,999円以下	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100	58,900	60,700	19,200	19,200	19,900	20,100	20,400
⑳	301,000円以上～357,999円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800	67,800	69,900	20,100	20,700	20,900	21,100	21,400
㉑	358,000円以上～396,999円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700	74,100	76,300	20,500	21,100	21,200	21,400	21,600
㉒	397,000円以上～	77,500	80,300	83,100	86,000	88,800	91,600	94,400	25,800	25,800	26,600	26,800	27,100

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育利用時間認定	
8.5時間	保育利用時間8時間まで
9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
9.5時間	保育利用時間9時間30分まで
10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
10.5時間	保育利用時間10時間30分を超えて10時間30分まで
11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育利用時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 隣町区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等）は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中に満年齢が上がる場合、適用される表の変更はありません。

表B

0歳～2歳児(小規模保育事業所等)

階層区分	徴収区分	世帯区分	基 準 額						子どもばぐみ応援額						
			保育時間認定			保育標準時間認定			保育時間認定			保育標準時間認定			
8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間	8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間	8. 5時間	9時間	9. 5時間	
①	生活保護費による保育認定を受けた世帯及び同様に扶助を受けた中高齢者等及び認定申請者の自家の支度による支度の場合は、上記支度料金を適用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	市民税均等割のみ課税世帯	3,600	3,700	3,800	4,000	4,100	4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
④	市民税所得課税世帯	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
⑤	35,000円以上～41,999円以下	6,000	6,200	6,400	6,700	6,900	7,100	7,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
⑥	42,000円以上～48,599円以下	6,200	6,500	6,700	6,900	7,200	7,400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
⑦	48,600円以上～58,099円以下	11,600	12,000	12,500	12,900	13,400	13,800	14,200	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
⑧	58,100円以上～67,599円以下	14,100	14,600	15,100	15,700	16,200	16,700	17,200	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
⑨	67,600円以上～77,100円以下	17,400	18,000	18,700	19,400	20,000	20,700	21,300	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
⑩	77,101円以上～86,999円以下	19,000	19,700	20,500	21,200	21,900	22,600	23,300	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
⑪	87,000円以上～96,999円以下	21,900	22,800	23,600	24,400	25,300	26,100	26,900	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
⑫	97,000円以上～102,599円以下	22,900	23,800	24,700	25,500	26,400	27,300	28,100	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
⑬	102,600円以上～110,899円以下	27,300	28,400	29,400	30,400	31,500	32,500	33,500	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
⑭	110,900円以上～124,999円以下	29,600	30,600	31,600	32,700	33,800	34,900	36,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
⑮	125,000円以上～138,599円以下	30,600	31,700	32,900	34,100	35,200	36,400	37,500	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
⑯	138,600円以上～168,999円以下	33,300	34,500	35,800	37,100	38,300	39,600	40,800	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
⑰	169,000円以上～174,599円以下	34,400	35,700	37,000	38,300	39,600	40,900	42,200	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
⑱	174,600円以上～211,200円以下	36,200	37,600	38,900	40,300	41,700	43,100	44,400	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
⑲	211,201円以上～300,999円以下	37,500	38,900	40,300	41,800	43,200	44,600	46,000	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
⑳	301,000円以上～357,999円以下	40,300	41,900	43,400	44,900	46,500	48,000	49,500	17,300	17,300	17,900	18,000	18,200	18,500	18,500
㉑	358,000円以上～396,999円以下	43,300	44,900	46,600	48,200	49,900	51,500	53,100	17,700	17,700	18,200	18,300	18,500	18,600	18,600
㉒	397,000円以上～	53,900	56,000	58,000	60,000	62,100	64,000	66,100	22,200	22,200	22,800	23,100	23,400	23,400	23,400

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育時間認定	保育利用時間8時間まで
8. 5時間	保育利用時間8時間30分を超えて8時間まで
9. 5時間	保育利用時間9時間30分を超えて9時間まで
10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
10. 5時間	保育利用時間10時間30分を超えて10時間まで
11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育利用時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間

保育利用時間8時間まで

保育利用時間8時間30分を超えて8時間まで

保育標準時間

保育利用時間9時間まで

保育標準時間

保育利用時間9時間30分を超えて9時間まで

保育標準時間

保育利用時間10時間まで

保育標準時間

保育利用時間10時間30分を超えて10時間まで

保育標準時間

保育利用時間11時間まで

保育標準時間

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得課税額を計算する際、調整扣除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中に満年齢が上がった場合に適用される表の変更はありません。

卷之三

皆層 区分	世帯区分	徴収区分	0歳～2歳児(幼稚園型認定こども園)											
			基準額						子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定			保育標準時間認定			保育標準時間認定			保育標準時間認定		
8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間	8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間	8.5時間	9時間	9.5時間
①	生活保護法による生活保護受給者(中間扶助人等)の出稼扶養親の扶養の範囲に該する被扶養者(扶養の範囲に該する被扶養者)の扶養の範囲に該する被扶養者(扶養の範囲に該する被扶養者)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	市民税均等割のみ課税世帯	3,500	3,700	3,800	3,900	4,100	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	1,600	1,600	1,600
④	市町税所得割課税額 34,999円以下	5,700	5,900	6,100	6,400	6,600	6,700	6,900	7,000	7,200	7,500	7,700	2,800	2,800
⑤	35,000円以上～41,999円以下	6,300	6,600	6,800	7,000	7,200	7,500	7,700	8,000	8,100	8,400	8,700	2,800	2,800
⑥	42,000円以上～48,599円以下	6,700	6,900	7,200	7,400	7,700	7,800	8,000	8,200	8,400	8,700	9,000	2,800	2,800
⑦	48,600円以上～58,099円以下	11,800	12,300	12,700	13,100	13,600	14,000	14,400	14,800	15,200	15,600	16,000	5,300	5,400
⑧	58,100円以上～67,599円以下	15,200	15,700	16,200	16,900	17,400	18,000	18,500	19,000	19,500	20,000	20,500	6,200	6,300
⑨	67,600円以上～77,100円以下	18,700	19,500	20,000	20,800	21,400	22,200	22,800	23,400	24,000	24,600	25,200	7,500	7,600
⑩	77,101円以上～86,999円以下	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400	23,200	23,800	24,500	25,200	25,900	26,600	7,500	7,600
⑪	87,000円以上～96,999円以下	20,500	21,200	22,700	23,500	24,200	24,900	24,900	25,500	26,200	26,900	27,600	7,500	7,600
⑫	97,000円以上～102,599円以下	21,300	22,200	23,000	23,700	24,600	25,300	25,300	26,000	26,700	27,400	28,100	7,500	7,600
⑬	102,600円以上～110,899円以下	26,900	27,800	28,800	29,800	30,800	31,800	32,700	33,600	34,500	35,400	36,300	9,600	10,100
⑭	110,900円以上～124,999円以下	27,700	28,800	29,800	30,700	31,800	32,900	33,800	34,700	35,600	36,500	37,400	9,600	10,100
⑮	125,000円以上～138,599円以下	28,500	29,500	30,600	31,600	32,700	33,700	34,700	35,700	36,700	37,700	38,700	9,600	10,100
⑯	138,600円以上～168,999円以下	33,700	35,000	36,200	37,400	38,700	39,900	41,100	42,300	43,500	44,700	45,900	12,300	12,300
⑰	169,000円以上～174,599円以下	39,000	40,300	41,700	43,200	44,600	46,000	47,300	48,600	49,900	51,200	52,500	12,300	12,300
⑱	174,600円以上～211,200円以下	44,500	46,000	47,600	49,300	50,900	52,500	54,100	54,100	54,100	54,100	54,100	17,700	17,700
⑲	211,201円以上～300,999円以下	46,100	47,600	49,300	51,000	52,700	54,400	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	17,700	17,700
⑳	301,000円以上～357,999円以下	53,000	54,800	56,900	58,700	60,700	62,600	64,500	64,500	64,500	64,500	64,500	18,600	19,100
㉑	358,000円以上～396,999円以下	57,800	59,900	61,900	64,100	66,200	68,400	70,400	70,400	70,400	70,400	70,400	18,900	19,500
㉒	397,000円以上～	71,500	74,100	76,700	79,300	81,900	84,500	87,100	87,100	87,100	87,100	87,100	23,800	24,500

卷之二

徴収区分		保育利用時間			
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで			
保育	8. 5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで			
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで			
標準時	9. 5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで			
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで			
時間認定	10. 5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで			
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで			

水經注

※階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税

* 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中に満年齢が上がった場合、適用される表の参考年齢はあります。

- ※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。
- ※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

ひとり親世帯等（令和4年度）

この表は、第9階層までのひとり親世帯等が対象です。

下記の金額は第1子にかかる保育料です。第9階層までのひとり親世帯等の第2子以降の保育料は既に無料になっています。

○ 表A-2(0歳～2歳児(保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園))

世帯区分	徴収区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間
①	生活保護法による被保険世帯及び中国残障者人等の円滑な帰國の促進並びに永住帰国した中国残留新入等及び特定期間の配偶者の自立の支援に関する法律による支障緩和受給世帯		0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
市民税課税世帯	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑤ 35,000円以上～41,999円以下	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑥ 42,000円以上～48,599円以下	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑦ 48,600円以上～58,099円以下	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
	⑧ 58,100円以上～67,599円以下	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
	⑨ 67,600円以上～77,100円以下	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900

○ 表B-2(0歳～2歳児(小規模保育事業所等))

世帯区分	徴収区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間
①	生活保護法による被保険世帯及び中国残障者人等の円滑な帰國の促進並びに永住帰国した中国残留新入等及び特定期間の配偶者の自立の支援に関する法律による支障緩和受給世帯		0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
市民税課税世帯	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑤ 35,000円以上～41,999円以下	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑥ 42,000円以上～48,599円以下	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑦ 48,600円以上～58,099円以下	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
	⑧ 58,100円以上～67,599円以下	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
	⑨ 67,600円以上～77,100円以下	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700

○ 表C-2(0歳～2歳児(幼稚園型認定こども園))

世帯区分	徴収区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間
①	生活保護法による被保険世帯及び中国残障者人等の円滑な帰國の促進並びに永住帰国した中国残留新入等及び特定期間の配偶者の自立の支援に関する法律による支障緩和受給世帯		0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
市民税課税世帯	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑤ 35,000円以上～41,999円以下	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑥ 42,000円以上～48,599円以下	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑦ 48,600円以上～58,099円以下	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600
	⑧ 58,100円以上～67,599円以下	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600
	⑨ 67,600円以上～77,100円以下	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
8.5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
9.5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
10.5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中に満年齢が上がつても、適用される表の変更はありません。

参考 幼児教育・保育の無償化（保育施設利用者は3歳児から対象）

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始となりました。

児童の年齢や利用している施設等によって、無償化の内容が異なりますので御注意ください。

<幼児教育・保育の無償化の内容>

年齢区分（認定区分）	無償化の内容
満3歳～5歳児（教育認定）	所得に関係なく、満3歳に達する日以後、無償化の対象です。
3歳児～5歳児（保育認定）	所得に関係なく、満3歳に達する日以後、最初の4月から無償化の対象です。
0歳児～2歳児（保育認定）	市民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。

- ※ 無償化対象児童が認可保育施設・事業所を利用した場合、保育料をお支払いいただく必要はありません（手続き不要）。
- ※ ただし、給食費などの実費分については各保育施設・事業所等にお支払いが必要ですので、御注意ください。
- ※ また、1号認定児童が幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）で預かり保育の無償化を受けるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

幼児教育・保育の無償化について、利用施設別にまとめた冊子
「《幼児教育・保育の無償化》利用施設別の御案内」については、
京都市情報館に掲載しております。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254985.html>



幼児教育・保育の無償化及び施設等利用給付認定の詳細については
京都市情報館の専用ページを御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>



【保育園（所）等の利用にあたってのお願い】

保育園（所）等の利用は、就労や通勤等により、保育を必要とする理由に該当し、保育が必要となる時間に限られます。土曜日などでお仕事がお休みの日や、早めのお迎えが可能な日等は、御家庭での保育に御協力いただきますようお願いいたします。

お問合せ先

お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当まで

(京北地域は京北出張所保健福祉第一担当)

区役所・支所名	所在地	電話	FAX
北 区 役 所	北区紫野西御所田町 56	432-1284	451-0611
上 京 区 役 所	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-5119	432-2025
左 京 区 役 所	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2	702-1114	791-9616
中 京 区 役 所	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2543	822-7151
東 山 区 役 所	東山区清水五丁目 130-6	561-9350	531-2869
山 科 区 役 所	山科区柳辻池尻町 14-2	592-3247	501-6831
下 京 区 役 所	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608-8	371-7218	351-9028
南 区 役 所	南区西九条南田町 1-2	681-3281	691-1397
右 京 区 役 所	右京区太秦下刑部町 12	861-1437	861-4678
右京区役所京北出張所	右京区京北周山町上寺田 1-1	852-1815	852-1814
西 京 区 役 所	西京区桂良町 1-2(保健福祉センター別館)	381-7665	392-6052
洛 西 支 所	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9195	332-8186
伏 見 区 役 所	伏見区鷺匠町 39-2	611-2391	611-1166
深 草 支 所	伏見区深草向畠町 93-1	642-3564	641-7326
醍 酔 支 所	伏見区醍醐大構町 28	571-6392	571-2973

《京都市からのお知らせ》

「安心して子育てしていただくために」

～京都市では保育環境の向上と保護者負担の軽減に努めています～

国の基準では、保護者の皆様に約56億円の保育料を御負担いただくこととなります。本市では、子育て世帯の負担軽減を図るために、令和4年度は本市独自に約15億円の財源を投入し、保育料の総額について、国基準保育料総額に対する保護者負担の割合を、約71.0%に軽減しております。



【発行元】

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル3階

TEL:075-251-2390 FAX:075-251-2950

発行年月日：令和4年4月21日



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

